～障がい者への虐待を防ぎましょう～

障がいの特性に対する知識や理解の不足、障がい者の人権に対する意識の欠如等により、障がい者虐待が起こってしまうことがあります。



もしかしたら虐待？と思ったらすぐに
障がい福祉課へご相談ください。
あなたの通報が早期発見・早期対応につながります。

●通報は匿名でも構いません。
●通報者の情報が外部に漏らされることはないので、ご安心ください。
●虐待であるか、はっきりわからなくても通報できます。

※虐待の通報がなされると、市では虐待の事実確認だけではなく、対象者の家族の支援や、障害者福祉施設等が適切なケアが提供できるような助言等を行っていきます。

虐待には５つのタイプがあります

●身体的虐待
殴る・蹴る・つねる・無理やり食べ物や飲み物を口に入れる・縛りつける・閉じ込める等

●性的虐待
性的行為の強要・本人の前でわいせつな言葉を発する・わいせつな映像を見せる等

●心理的虐待
怒鳴る・ののしる・子ども扱いする・意図的に無視する等

●放棄・放置
食事や水分を与えない・入浴させない・劣悪な住環境で生活させる・病気やけがをしても受診させない・必要な福祉サービスを受けさせない・身体的虐待や心理的虐待を放置する等

●経済的虐待
年金や賃金を渡さない・本人の同意なしに財産や預貯金を処分、運用する等



・虐待は家庭内や施設内等、外部からはなかなか見えにくいところで起きます。
・支援者側の介護疲れや知識不足等が虐待につながってしまうこともあります。
・虐待を受けていても被害を訴えられなかったり、本人が自覚していないこともあります。

障がい者の安定した生活や社会参加を助けるためにも、周囲の人が**虐待のサイン**を見逃さずに、みんなで協力して虐待防止に取り組んでいきましょう。

◆障害者虐待防止法※とは◆ ※「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の略称
「障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的」とした法律です（同法第１条）。

障がい福祉だより
vol.3　2019 年 12 月特集号

〒857-0042 佐世保市高砂町５番１号
佐世保市保健福祉部障がい福祉課
TEL:0956-24-1111（代表）　FAX:0956-25-2281
ホームページ : http://www.city.sasebo.lg.jp/
メール : syogai@city.sasebo.lg.jp

障がい福祉だより

佐世保市の障がい福祉のとりくみについてご紹介します。

vol.3



手話を学ぼう　手話で話そう

手話は、聞こえない人たちが日常的に使用する言語の１つです。聞こえる人たちにも手話を知っていただくことで、コミュニケーションを図ることができ、誰もが安心して暮らせる地域共生社会を築くことができます。あなたも手話を学んでみませんか？



手話の出前講座を行っています

聴覚障がいについて理解を深めるとともに、あいさつなど身近な手話を学びます。

対象者	市内にお住まいか市内に通勤・通学されている任意の自主学習グループ（10 名以上のグループ）　※ただし、１講座につき 20 名までとします
日　時	原則として平日の午前 10 時から午後 5 時までの間で開催し、1 回の講座につき 90 分以内とします
会　場	受講団体でご用意ください（佐世保市内）
お申込	開催希望日の 20 日前までに申込書を社会教育課へ提出してください
費　用	受講料無料

※出前講座の申込み方法等詳しい内容については、佐世保市のホームページをご覧ください。

佐世保地区障がい者就労支援協議会とは

佐世保地区にある 35 の障害者就労支援事業所が加盟している団体です。長崎県障害福祉課、佐世保市障がい福祉課、周辺地区の特別支援学校４校の他、５つの関係団体をオブザーバーに迎え佐世保地区の障がい者福祉をみんなで育てる活動「福育（ふくいく）」に取り組んでいます。

就労支援協議会の目的

佐世保地区において生活する障がいのある方が、生きがいを持って社会参加することができるよう、障害者就労支援事業所が共働して各種援助を行うことができように努めています。

加盟している事業所が同じ課題と目標を共有し、課題解決と目標達成を目指し自発的に成長する「福祉が育つ街づくり」を目指します。

具体的な活動

1 定例会の開催

毎月第二木曜日に福祉の質向上・啓発活動・工賃向上に向けた意見交換や問題解決に向けた協議

2 研修会・勉強会の開催

年三回の福祉関係者向けの研修、月一回の勉強会や年に一回の先進地視察など

3 共同受注窓口

障害者優先調達推進法の趣旨に則り、佐世保市や企業、市民の皆様等から発注される業務の相談に応じる一括受注窓口業務

【お問い合わせ先】 させぼ障がい者共同受注窓口
事務局：株式会社 SPARK JOY
☎0956-55-4762

※令和２年４月から新事務所へ変更予定です

4 情報発信啓発活動

福育マルシェなどの販売を通した障害者就労への啓発活動
佐世保地区就労系サービス事業所の情報発信
福祉サービスの情報発信
企業に対する障がい者雇用のための情報発信および連携

就労支援事業所の種類

障がいがあるために、企業などでの一般就労が難しい場合、「福祉就労」として障害福祉サービスにて訓練を行い、一般就労へのステップアップを目指すための支援を受けることができます。

就労継続支援Ａ型	→	雇用契約に基づいて、就労訓練の支援を受けます。 最低賃金以上の給与が保障されます。
就労継続支援Ｂ型	→	雇用契約ではない、就労訓練の支援を受けます。 利用者には工賃が支払われます。
就労移行支援	→	一般就労に向けた訓練を受けます。 利用期間は原則２年以内です。

※障害福祉サービスの利用には「サービス等利用計画」が必要です。
※佐世保市のホームページに「就労支援佐世保ガイドブック」を掲載していますのでご活用ください。

【相談先】佐世保市障がい福祉課
各相談支援事業所

福育マルシェ

FUKUIKU MARCHÉ
福祉のまち させぼ

福育マルシェとは







障がいのある人の自立と社会参加、障害福祉サービス事業所の認知度向上、市民の方の障がいのある人への理解と認識を深めることを目的に、佐世保市中央保健福祉センター １ 階ロビーにて、「福育マルシェ」を開催しています。

「福育マルシェ」は、「福祉」を「育む」市場です。皆様の市場へのご参加を心よりお待ちしています。

\福祉が育つ街づくり/

福育マルシェ in すこやかプラザ

毎月開催
第 1・3・4 木曜
11:00-14:00
（閉庁日の場合は非開催）

■場所：佐世保市中央保健福祉センター1F
正面玄関ロビー
〒857-0042 佐世保市高砂町 5 番 1 号





【お問い合わせ先】
佐世保市障がい福祉課
☎0956-24-1111